

令和5年6月市議会 総務委員会資料

請願第2号 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出を求める請願について

目次	ページ
1 インボイス制度について.....	2～3
参考資料1 国税庁リーフレット(インボイス制度が始まります).....	4～7
参考資料2 国税庁リーフレット(インボイス制度に関する改正について)	8～11

理 財 部

令和5年6月

1 インボイス制度について

(1) 概要

ア インボイス制度とは

「インボイス」とは適格請求書と言われるもので、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの。「インボイス制度」とは、この一定の要件を満たす請求書のやりとりを通じ、インボイスを受け取った者のみ消費税の仕入税額控除をできるようにする制度。

イ インボイス制度の成立の経緯

平成28年度税制改正において、平成29年4月に予定されていた消費税10%への引き上げ時に、低所得者対策として軽減税率(複数税率)制度が創設され、併せて、インボイス制度の導入(平成33年4月～)が決定(H28.3.31公布:所得税法等の一部を改正する法律等)

※消費税の引き上げは令和元年10月に、インボイス制度の導入は令和5年10月に、それぞれ2年6か月延期された

ウ 目的

複数税率の下での公平公正な消費税額等の把握

(2) インボイス制度における懸念点

免税事業者

※課税売上高1千万円
以下の事業者

課税事業者へ移行する場合
(インボイス発行できる)

- ・新たに消費税の納税義務が発生
- ・申告・納付に伴う事務負担の増加

課税事業者へ移行しない場合
(インボイス発行できない)

- ・取引先が消費税の仕入税額控除できない
- ・これまでの取引先との関係に影響する可能性

(3) インボイス制度の現状(負担軽減措置)

イ 令和5年度税制改正で設けられた新たな経過措置(主なもの)
(参考資料2 P8~P11)

ア 平成28年度税制改正で設けられた経過措置
(参考資料1 P4~P7)

免税事業者からの仕入れについて、制度実施後、6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能

+

- (ア) 小規模事業者向け 納税額を売上税額の2割に軽減(3年間)
- (イ) 小規模事業者向け 少額取引(1万円未満)はインボイス不要(6年間)
- (ウ) すべての方が対象 4月以降の申請でも制度開始時に登録可能

1 インボイス制度について

(4) 登録状況

区 分	法人			個人事業主			合計		
	法人数 (※1)	登録件数	登録率	事業者数 (※1)	登録件数	登録率	法人数+ 事業者数	登録件数	登録率
長崎市内	6,488件			6,109件			12,597件		
長崎県内(※2)	19,580件			23,136件			42,716件	約 28,000件	約 65.5%
全国(※3)	206万件	199万件	96.1%	162万件	117万件	72.2%	368万件	316万件	85.8%

※1 法人数及び事業者数は、総務省「令和3年経済センサス」による

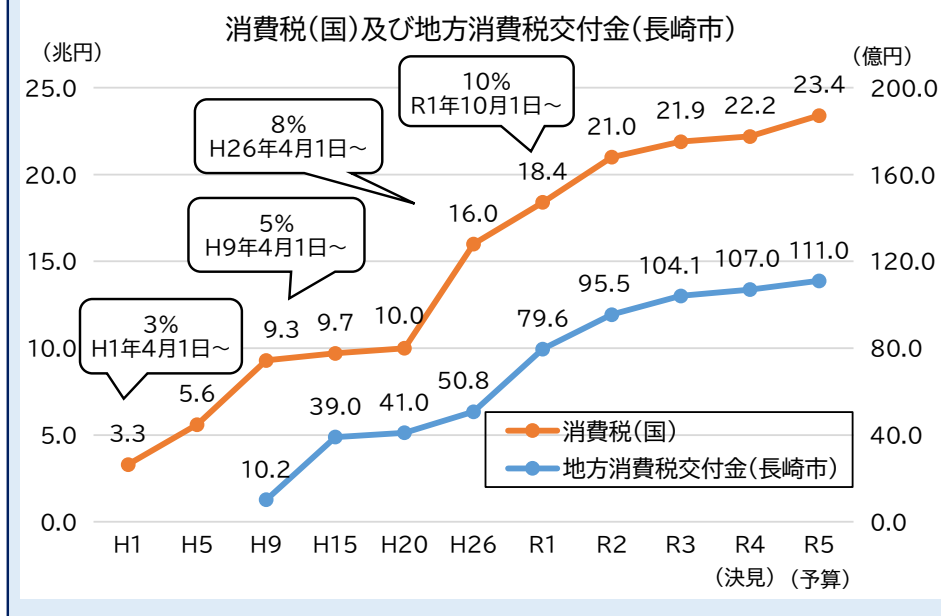
※2 長崎県内における登録件数は、福岡国税局への照会による(R5.5月末時点)

※3 全国における登録件数は、東京商工リサーチ調査による(R5.5月末時点)

(5) 周知に関する本市の取り組み

項 目	内 容
関係団体 への周知	令和5年度税制改正の内容や国が実施しているサポートに関する周知について、庁内関係部局(※)を通じ関係団体に依頼 ※関係部局：環境部、商工部、文化観光部、水産農林部、土木部、まちづくり部、建築部、上下水道局
リーフレット 設置	市民税課窓口のスペースに国税庁作成のリーフレットを設置
広報 ながさき	2月号に事業者への案内として、国税局・税務署において毎月「インボイス制度説明会」、「登録申請相談会」を開催している旨記事を掲載
市ホーム ページ	税関連情報として、リンク集に国税庁のインボイス制度特設サイトを追加

(6) 消費税収の推移



令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、
インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください



～ A社さんのケース ～



A社さん、インボイス制度のこと検討してます？
お互いに関係があるみたいなんですよー

インボイス制度ですか・・・？



インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

- ▶ 買手は、**仕入税額控除**の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス**（適格請求書）を**保存する必要**があります
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前に**インボイス発行事業者**（適格請求書発行事業者）の**登録を受ける必要**があり、登録を受けると、**課税事業者**として**消費税の申告が必要**となります

売手
(インボイス発行事業者)



買手
(課税事業者)



A社さんの 疑問

疑問1 仕入税額控除ってなに？

疑問2 当社が登録しないと
どうなるんだろう・・・
B社さんにどんな関係が・・・？

疑問3 申告って、どう計算するの？
課税事業者は、**売上げの10%を納税**しなきゃいけないの？

疑問4 登録を受けるかどうか
って、どう判断したらいいの？

疑問5 インボイスって
どう作ればいいの？

疑問 1 仕入税額控除ってなに？



▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
インボイスの保存
が必要

インボイスがなければ
仕入税額控除できない※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



疑問 2

当社が登録しないと
どうなるんだろう…



登録をしないと、
売上先 (B社) にインボイスを交付できない
そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ
仕入税額控除ができない
ということは…

$$\text{③ 1,300円 売上税額} - \text{② 0円 仕入税額} = \text{1,300円 納付税額}$$

※ 1,000円の控除不可

ポイント

当社 (売手) がインボイスを交付した
場合と比べ、**売上先 (買手) の納
付税額が大きく**計算されます※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置

(インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて)
制度開始後 6 年間は、仕入税額の一定割合を控除でき
ます (請求書の保存など、要件があります)

※ 一定割合 ⇒ 【令和5年10月～令和8年9月】 80%
【令和8年10月～令和11年9月】 50%

疑問 3

申告って、どう計算するの？
売上げの10%を納税
しなきゃいけないの？



課税事業者になったとしても、インボイスを
保存し、仕入税額控除を行えば…

$$\text{② 1,000円 売上税額} - \text{① 700円 仕入税額} = \text{300円 納付税額}$$

※ 控除可能

ポイント

納付税額は、売上げの10%ではなく、
仕入税額控除後の金額です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

一定の場合、**簡易課税制度**を
適用することができます

👉 3 ページへ

▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

売上げの消費税額 ^{マイナス} 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上税額が分かれば
納付税額の計算が可能

売上げの消費税額 × みなし仕入率

2 ページの例だと…

ステップ1

1,000円 × 70% = **700円**
売上税額 みなし仕入率 仕入税額

ステップ2

1,000円 - 700円 = 300円
売上税額 仕入税額 納付税額

ぬいぐるみ
製造業
A社

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品）	80%
第三種	製造業、農林漁業（飲食料品除く）等	70%
第四種	その他事業（飲食店業等）	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を図ることができます

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

（注）簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です。その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

疑問 4 登録を受けるかどうか、どう判断したらいいの？



売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- **消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません。なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなどでも検討しましょう。また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ **登録を受けるかどうかは事業者の任意です**

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください。



インボイス発行事業者となる場合…

疑問 5

インボイスって、
どう作ればいいの？



ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージです

～ 請求書の対応例 ～

※ 下線部は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

請求書		
① 交付先の相手方 (売上先)の 氏名又は名称		(株)〇〇 御中
		▲▲▲▲(株) 登録番号T1234...
② 取引年月日	日付	品名 金額
	11/1	魚 ※ 5,000円
	11/1	豚肉 ※ 10,000円
	11/15	割りばし 1,000円
	11/29	タオルセット 2,000円
		※ 軽減税率対象
③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率		8%対象 15,000円 消費税1,200円
		10%対象 3,000円 消費税 300円
		④ 売手(当社)の氏名 又は名称及び登録番号
		⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目 である旨)
		⑥ 税率ごとに区分した消費税額

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、上記(①から⑥)の記載事項を満たしたものであればインボイスになります(請求書に限られません)
- ▶ 現在売上先に交付している全ての書類をインボイスに対応する必要はありません。どの書類をインボイスとするか、売上先とも相談しながら準備を進めましょう
- ▶ 売上先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します

登録 手続

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
 - ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書(マイナンバーカード等)が必要です

申請手続



もっと 詳しく

国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています。日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています

【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

(令和4年2月)

説明会



特設サイト



インボイス制度に関する改正について

このリーフレットは、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項について説明したものです。

令和5年4月

／ おさえていただきたい ／



4 つ の ポ イ ン ト

ポイント
1

免税事業者からインボイス
発行事業者になられた方

納税額を売上税額の
2 割 に 軽 減

詳しくは、**P2**

ポイント
2

一定規模以下の事業者の方

1 万円未満の取引、
インボイス保存**不要**

詳しくは、**P3**

ポイント
3

すべての事業者の方

1 万円未満の値引き等、
返還インボイス交付**免除**

詳しくは、**P3**

ポイント
4

これから登録される
免税事業者の方

登録希望日に
登録が可能に

詳しくは、**P4**

重要

インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ

登録の可否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。ご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツをこちらにて紹介しております。

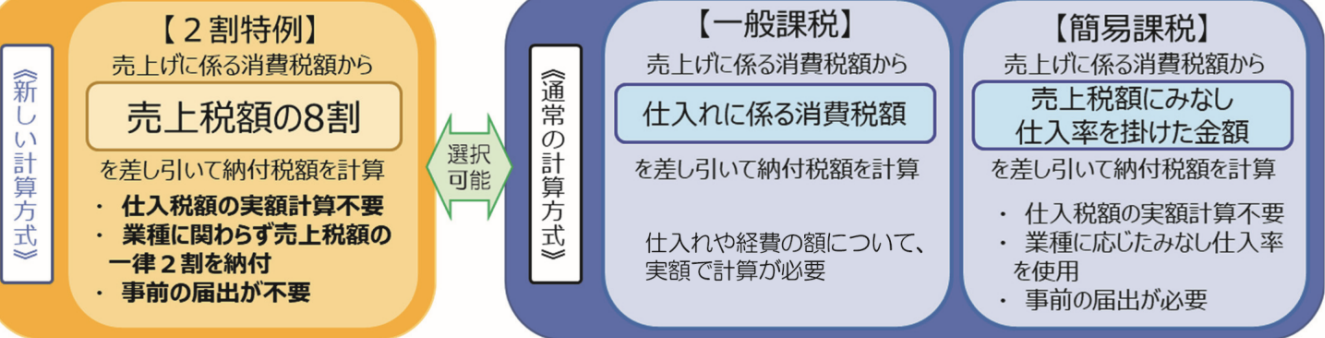


インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）



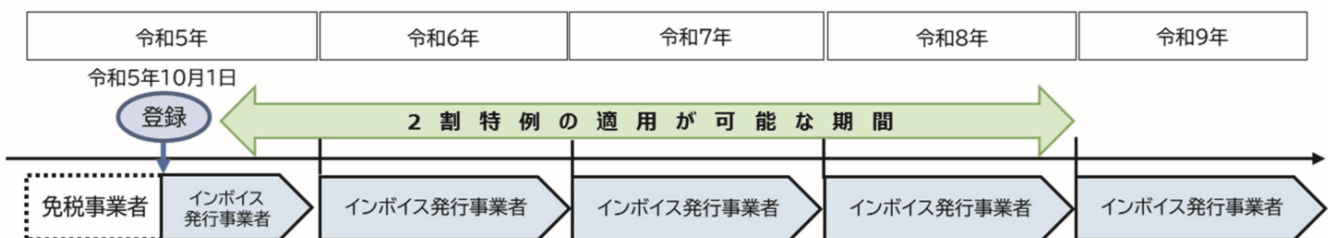
インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができることとなりました。この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

計算イメージ



適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合



適用可能となる事業者

- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者
- つまり「基準期間（※）の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。

ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません

- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
- 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間

※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

留意点

- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても2割特例を適用可能適用にあたっては事前の届出は不要であり、申告時に選択することができます。
- 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

2

少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能

(詳細はこちら)

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間^(※)における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が**税込1万円未満であるもの**については、一定の事項を記載した**帳簿のみを保存することで**インボイスの保存がなくても**仕入税額控除が可能**となりました。

※特定期間とは、個人事業者:前年1月～6月までの期間、法人:原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、**一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうか**で判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

- ① 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
 → それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- ② 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合
 → 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までにを行う課税仕入れ

ポイント 3

1万円未満の返品や値引きについて 返還インボイスの交付が不要

すべての事業者
の方が対象！



(詳細はこちら)

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には**返還インボイス**の交付義務がありますが、その**金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除**されることとなりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



対象期間

適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます。）



(詳細はこちら)

見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。

※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

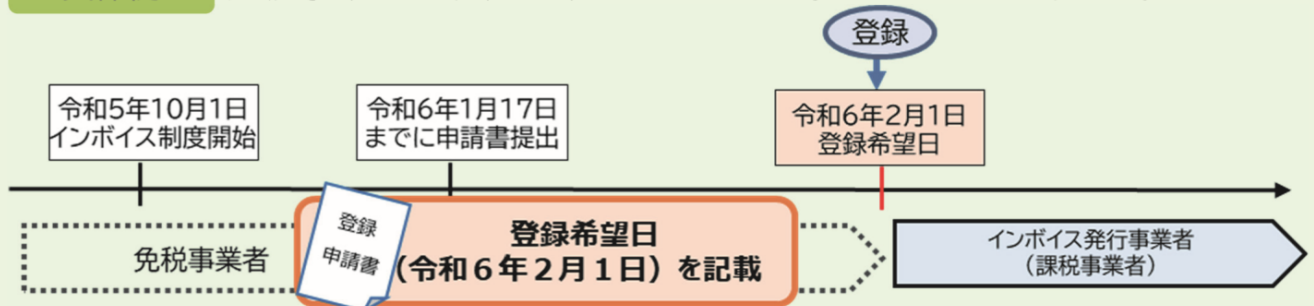
インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載しております。

見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

具体例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合



※ 登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けたものとみなされます。

見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から登録の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで
- 翌課税期間初日から取消の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで

インボイス制度に関するお問い合わせ先

インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続きに関すること、Q&Aなどを掲載しています。



特設サイト

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
（個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします）



国 税 庁 【法人番号】7000012050002